

～特に食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様～

胆振から 死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

令和5年4月1日から **職長等に対する 安全衛生教育の**対象業種**が**拡大**！！**

追加業種

食料品製造業（**うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く**）、
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、今回の改正により、すべての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。

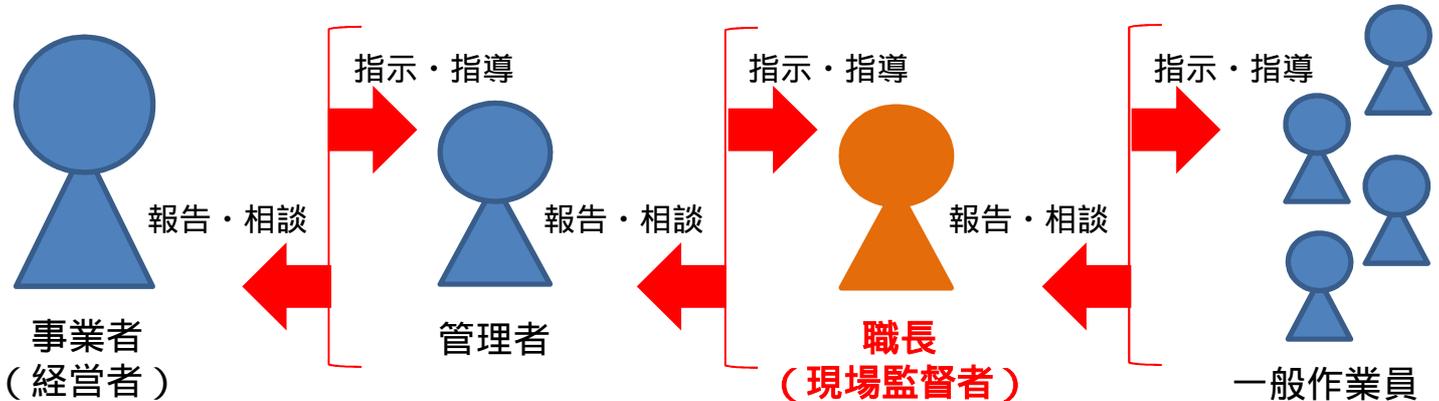
< 職長等の教育内容 > （労働安全衛生規則第40条）

講習科目	講習時間
作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2 H以上
指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2 . 5 H以上
危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 H以上
異常時における措置 災害発生時における措置	1 . 5 H以上
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 H以上

職長教育とは

労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条に定めるものに該当する場合は、新たに職長に就くことになった者に対して実施しなければならないとされています。

職長の範囲とは

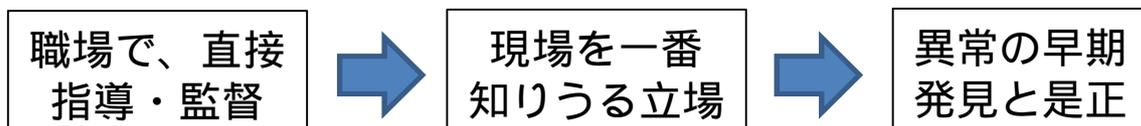


(1) 生産現場における「職長」とは、「常に現場にいて、作業者に対し、**作業の進め方について、直接、指導・監督する立場の者**」をいい、一般的には、作業者の直近上位のライン監督者が該当します。

(2) 名称は、各事業場によって、職長、班長、リーダー、作業長などさまざまです。

職長に期待される安全衛生管理の基本的な役割

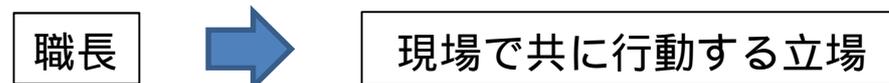
(1) 先取りの安全衛生管理



(2) 情報管理 (上司と部下とのパイプ役)



(3) 部下の育成



職長教育等の各種講習予定

お問い合わせ、お申込みは、開催する北海道基準協会連合会本部、各地区支部になります。本部で開催の講習は本部へ直接お申込み、お問い合わせをお願いします。(011-747-6141)

札幌支部で開催の講習は札幌支部へ直接お申込み、お問い合わせをお願いします。(011-757-0340)

連合会本部及び地区支部開催予定講習日程の詳細はこちらから



(R4.10)